第2次亀山市総合計画

前期基本計画

(検討案)

企画総務部企画政策室

[目次]

(まちづくり編)

1. 快適さを支える生活基盤の向上	1
(1)都市づくりの推進	2
(2)住環境の向上	4
(3)上下水道の充実	6
(4)道路の保全・整備	8
(5)安全・安心なまちづくりの推進	4.0
(6)低炭素·循環型社会の構築	12
(7)自然環境の保全	
(8)歴史的風致を生かしたまちづくりの推進	
(9)歴史文化の継承・活用	18
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実	21
(1)地域福祉力の向上	22
(2)健康づくり・地域医療の充実	24
(3)高齢者の地域生活支援の充実	26
(4)障がい者の自立と社会参加の促進	28
(5)学びによる生きがいの創出	
(6)文化芸術の振興と文化交流の促進	32
(7)スポーツの推進	34
3. 交通拠点性を生かした産業基盤の強化	37
(1)企業活動の促進・働く場の充実	38
(2)地域に根ざした商工業の活性化	40
(3)農林業の振興	42
(4)まちづくり観光の推進	44
(5)広域的な交通拠点性の強化	46
(6)公共交通網の充実	48
4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実	51
(1)子どもたちの豊かな学びと成長	52
(2)安心して産み育てられる環境づくりの推進	54
(まちづくりの基本方針)	
5. 市民力・地域力の活性化	57
(1)自立した地域まちづくり活動の促進	58
(2)市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進	60
(3)共生社会の推進	62
(行政経営編)	
6. 行政経営	65
(1)職員の能力を生かせる組織力の強化	66
(2)財産・情報の適正な管理・活用	68
(3)持続性を保つ健全な財政運営	70

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(1)都市づくりの推進	2
(2)住環境の向上	4
(3)上下水道の充実	6
(4)道路の保全·整備	8
(5)安全・安心なまちづくりの推進	10
(6)低炭素・循環型社会の構築	12
(7)自然環境の保全	14
(8)歴史的風致を生かしたまちづくりの推進	16
(9)歴史文化の継承・活用	18

(1) 都市づくりの推進

- ●わが国においては、少子超高齢社会の進展などから、平成20年に人口1億2,800万人のピークを迎え、本格的な人口減少社会が始まる中、既存の都市施設を活かしながら、都市の持続性を保つことが求められています。本市においても、長期的な人口減少局面へ入りながら、市北東部地域での人口増加が続く一方、中心的市街地における人口減少と空洞化が進行しています。今後は、市のにぎわいづくりやコンパクトシティを推進し、既存の都市機能施設やインフラ配置状況等に配慮した人口誘導や都市形成による、持続可能な都市づくりを進めることが求められています。
- ●JR亀山駅周辺については、居住人口の減少や交通結節点の機能低下等、本来駅前が担う役割を十分 発揮していない状況にあり、賑わいや活性化のための長期的なビジョンや取り組みが求められています。そ のため、これまで「亀山駅周辺市街地総合再生基本計画」等を策定するなど、事業は計画段階から実施 段階にあります。今後においては、地域や利権者、関係機関等と連携しながら、駅前の再生に向け、円滑 に事業を実施していく必要があります。
- ●本市では、市民・企業が自ら取り組む公園・緑地の清掃・美化活動を支援しており、公園等の環境美化ボランティア団体が増加するなど、公園等環境美化ボランティア制度は定着してきています。一方で、都市公園等については、多くの施設で老朽化が進んでいる状況にあります。今後は、ボランティア制度への理解を求めながら、公園等の適正管理を進めていく必要があります。
- ●本市では、亀山市景観条例や亀山市景観計画に基づき、良好な景観を保全・創出する取り組みを進めるとともに、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」の取り組みなど、地域特性を活かした景観づくりを進めてきました。今後も、自然景観や歴史的景観を活かしたまちづくりを推進するため、地域とのさらなる協議や勉強会等を行い、景観形成に対する意識の高揚を図るとともに、景観まちづくりを担う人材の育成を図ることが必要です。

市民が、都市機能の充実が図られた中で、快適に暮らしています。

【主な施策の方向】

◎良好な都市の形成

- ・コンパクトな都市づくりの推進
- ・公共的施設や都市施設の適正配置と機能連携の強化
- ・土地利用の動向等を踏まえた用途地域の見直し
- ・都市計画道路の見直し
- ・地域固有の景観や歴史を活かしたまちづくりの推進

◎魅力ある都市拠点の整備

・JR亀山駅周辺再開発事業の推進

◎良好な都市基盤づくりの推進

- ・適正・良質な開発・建築の誘導
- ・計画的な地籍調査の推進

◎公園・緑地の整備及び利活用

- ・都市公園の改修・機能充実
- ・環境美化ボランティアの拡充の推進

(2) 住環境の向上

- ●市街地の空洞化や、過疎化の進展などから、全国的に空家が増加し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響が危惧される中、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。本市においても、平成28年9月に「亀山市空家等対策の推進に関する条例」を施行(予定)し、空家空地の抱える様々な課題への取り組みを進める「亀山市空家等対策計画」の策定(予定)を進めています。中心市街地や中山間地域での空き家の増加が著しいことから、必要な対策を進めるとともに、空家、空地の活用によるまちのリノベーションを進めることが必要です。
- ●本市では、民間集合住宅を活用した市営住宅の確保や、空き家情報バンク等の取り組みにより、住宅セーフティネットとしての住宅確保に努めており、今後においても、関係機関と連携しながら、住宅困窮者等への支援を継続していく必要があります。
- ●良好な住環境の形成の促進と災害に強いまちづくりを目指し、狭あいな生活道路の改善を計画的に進めています。しかし、まだまだ未整備の箇所が多いことから、生活道路を改善することの有効性について一層の情報発信を図るとともに、個人単位での狭あいな生活道路の改善に加え、路線単位での改善にも取り組む必要があります。
- ●南海トラフ地震等の発生が危惧される中、内陸部に位置する本市は、地震対策の柱として、木造住宅の耐震化への支援を積極的に進めてきました。今後においても、継続して支援を行うとともに、耐震補強の重要性のより積極的な周知・啓発を図るなど、早期の耐震化を進めることが求められています。

市民が、快適で安全・安心な住環境の中で、暮らしています。

【主な施策の方向】

◎良質な住宅の維持・確保

- ・民間住宅の活用による住宅困窮者の住宅確保
- ・建築協定等の活用による地区特性に応じた住宅建築の促進
- ・ライフステージ・ライフスタイルに応じた良質な住宅の確保

◎安全・快適な住環境の整備

- ・建築主や近隣住民との協力による狭あい道路の整備推進
- ・木造住宅の耐震化促進による居住空間の安全性の向上

◎空き家等の対策・利活用

- ・空き家の適正管理に対する指導・推進
- ・空き家を活用した転入者等の定住化促進
- ・空き家改修支援

(3) 上下水道の充実

- ●本市の上水道事業は、地下水を中心とした水源から、安定した水質による供給を行っています。しかし、昭和41年の給水開始から既に50年を経過し、埋設された水道管をはじめとした施設や設備は老朽化が進んでいることから、その状況の的確な把握と計画的な更新を図ることで、安全でおいしい水の安定的な供給が求められます。一方、近年の住宅開発等の影響から、市内の一部の地域では、水量・水圧の低下がみられることから、状況の把握と適切な対策が必要です。
- ●快適な生活環境と健全な水環境を維持していくためには、生活排水を適切に処理することが重要である中、本市の汚水処理人口普及率は、平成27年度末で86.2%となっています。これは、全国平均と比較しても低い現状にあり、引き続き、県の流域下水道の整備とも連携しながら、未普及地域での計画的な公共下水道の整備が求められます。一方、農業集落排水については、平成26年度に昼生地区の施設の供用を開始し、計画していた14地区の施設を完了しましたが、各施設の維持管理費も増加している状況から、今後、効率的な維持管理に努めるとともに、経済性、効率性の観点から事業間連携や施設の統合等の手法について検討していく必要があります。
- ●本市の上水道事業の経営は、節水機器の普及や社会経済状況の低迷などから、大口使用者が減少したことによる収入減や、施設の老朽化や耐震化などのための更新による投資コストの増大など、厳しい状況が続いています。今後は、事業の効率化や、有収率の向上の取り組みなどにより、持続的な健全経営が求められます。
- ●本市の公共下水道事業は、経営の健全化を図るため、平成27年4月に企業会計へ移行したものの、現状では、一般会計の依存度が高い状況です。また、未だ未普及地域が残っていることから、施設整備を行っていく必要があるため、将来的には、施設の維持管理費や公債費の増加が見込まれることから、長期的な展望を持った事業経営が求められます。

市民が、良好な水環境の中、おいしい水を利用しています。

【主な施策の方向】

◎安全でおいしい水の安定供給

- ・水道の安定供給・配水管の耐震化
- ・上水道設備の計画的・効率的な維持管理

◎生活排水対策の推進

- ・下水道の効率的な整備推進
- ・農業集落排水施設の適切な維持管理

◎上下水道事業の健全経営

- ・水道ビジョンの見直しと効率的な運営
- ・公共下水道経営計画の策定と効率的な経営による経営の健全化

(4)道路の保全・整備

- ●我が国の道路ストックの多くは、高度成長期に建設されており、10年後には建設後50年が経過する橋梁が全体の約4割を占めるなど、施設の老朽化が深刻化しています。またこれらの状況を受け、平成26年にはトンネルや橋梁点検が義務化されるなど、道路施設の維持管理の重要性は高まっています。本市においては、これまでも長寿命化計画に基づく点検の実施や、計画的な補修を進めてきましたが、今後、対応が必要な道路施設の増加が見込まれることから、予防的かつ計画的な修繕を実施し、より効率的に管理する必要があります。
- ●本市の広域幹線道路は、鈴鹿亀山道路についてルート帯の決定や環境影響評価手続きが進められ早期の都市計画決定に向けた取り組みが行われるとともに、国道1号亀山バイパスにおいて4車線化の工事が一部で実施されるなど、機能の強化が進められています。今後も鈴鹿亀山道路の早期整備に向けた取り組みを県と連携し強化するとともに、国道1号亀山バイパスの4車線化や国道1号関バイパスの整備促進について国に働きかける必要があります。
- ●本市の市道和賀白川線は、平成26年度末に一部区間の供用を開始し、市街地西部の南北交通の円滑化を図りました。今後は、市内の「環状線」の完成に向けて、国道1号バイパス以北を整備していくにあたり、 沿線住民の合意を得ながら計画的に進めていくことが必要です。また、市道野村布気線についても、早期 開通に向け整備を進めていく必要があります。
- ●市内の生活道路には、幅員が狭い区間や見通しの悪い箇所が存在し、交通上のネックになったり、危険箇所となったりしています。道路の安全性を向上し、緊急時における防災機能が発揮できるよう、道路改良による交通の利便性の向上や必要な安全対策を図るとともに、子どもや高齢者等のいわゆる「交通弱者」に配慮した道路整備を進めていくことが必要です。
- ●本市では、市民が道路の「里親」となり美化活動を行う里親制度が定着してきています。また、道路等環境 美化ボランティア推進事業が地域住民主体で取り組まれ、ボランティアの参加団体も年々増えています。 今後は、この取り組みをさらに進展させ、協働による道路施設の維持管理を進めることが求められます。

道路利用者が、保全・整備された道路で、安全で快適に生活を送っています。

【主な施策の方向】

◎幹線道路の整備

- ・市内幹線道路の整備
- ・広域幹線道路の整備

◎安全に配慮した道路整備

- ・高齢者や障がい者にやさしい道路環境の整備
- ・安全な通学路の整備

◎生活道路の充実

- ・狭あい道路の解消
- ・安全で利便性の高い生活道路の整備・改良

◎道路施設の適切な維持管理

- ·橋梁長寿命化の推進
- ・道路施設の補修・管理
- ・道路美化ボランティアや地域等と連携した道路施設の維持管理

(5) 安全・安心なまちづくりの推進

- ●我が国においては、南海トラフ地震の発生が危惧されており、本市においては最大震度6強が想定されています。また、台風の巨大化や集中豪雨が多発する中、平成26年には大雨特別警報が発表されるなど、住宅浸水や道路冠水等も発生しています。こうしたことから、市民の防災に対する関心や意識は高まっており、災害から生命や財産を守るため、自助・共助・公助が一体となった取り組みが求められています。
- ●本市では、全国瞬時警報システムをはじめとして様々な災害情報を受信するシステムを有しています。市 民がより早く生命を守る行動をとれるよう、これらの情報を迅速に発信できる仕組みを構築していく必要が あります。
- ●本市では、自主防災組織の結成率が85%を超えるなど、市民の防災意識は向上していると言えます。今後は、自助・共助の活動が円滑に行えるよう、既存の自主防災組織の継続的なレベルアップを図るとともに、組織未結成地域における結成を進め、全地域での結成を目指すことが必要です。また、災害時要援護者対策も含め、地域における支援体制づくりへの支援が求められます。
- ●本市においては、人口増加の進む市北東部地域の消防力の強化のため、平成27年4月に北東分署を開署するとともに、亀山消防署を中心とした1署2分署体制へと移行させることで、市域全体の消防力の適正化を図りました。こうした体制の下、安定した消防力を発揮するためには、今後想定される消防職員の若年化を見据えた、知識・技術の計画的な伝承や救急救命士の養成などが求められます。また、消防団については、地域の実情などを踏まえた組織の再編や、施設・装備等の見直しが必要です。更に、少年消防クラブの設立や、防火フェア・消防フェスタの開催などを通じて、防火意識の啓発をに取り組んでおり、引き続き、様々な機会を通じた効果的な意識啓発が求められます。
- ●本市では、平成26年に「亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を施行し、警察や関係団体との情報共有を行いながら、防犯対策を実施しています。今後は、より緊密な連携を図るとともに、まちづくり協議会等の取り組みを通じ、地域の自主防犯団体の活動による防犯力の向上を図る必要があります。また、近年、詐欺の手口が巧妙化しており、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害者が増加しています。消費生活センター、金融機関、商工団体等と協力し、多面的な防止策を講じる必要があります。
- ●本市では、関係機関と連携して様々な交通安全対策を行っており、交通事故の発生件数は年々減少傾向にあります。しかし、高齢者などをはじめとして交通事故は後を絶たないことから、交通事故死亡者数ゼロを目指し、より積極的に啓発活動を実施していく必要があります。

市民が、安全・安心なまちで、暮らしています。

【主な施策の方向】

◎危機管理体制の強化

- ・地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立
- ・職員の災害対応能力の向上
- ・円滑な復旧・復興対策のための各種行動計画の策定
- ・災害時応援協定の締結拡大と広域連携体制の強化

◎防災環境の整備促進

- ・総合的な防災情報伝達システムの構築
- ・指定避難所の環境整備と防災資機材・備蓄品の充実

◎地域防災力の向上

- ・自主防災組織の育成強化・支援
- ・災害時要援護者への支援体制づくりの促進
- ・家庭内備蓄の促進等による自助の促進

◎災害に強いまちづくりの推進

- ・緊急輸送道路や避難路における橋梁の耐震補強
- ・木造住宅の耐震化促進
- ・河川整備と排水路・ため池整備等
- ・ 土砂災害対策の促進

◎消防力の充実・強化

- ・職員の人材育成や関係機関との連携強化等による災害対応力の強化
- ・地域消防力の強化と住宅防火対策の推進
- ・救急事案への適切な対応と市民の応急手当による救命率の向上
- ・消防団の再編等による非常備消防力の強化

◎地域安全の充実

- ・防犯活動の促進と防犯環境の充実
- ・交通安全の確保と活動支援
- ・消費生活関連情報の発信と相談体制の充実

(6) 低炭素・循環型社会の構築

- ●本市では平成26年3月に「かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)を策定し、これまで培ってきた環境基盤を礎としつつ、人と自然が共生し、健全かつ持続的な発展が可能な環境保全・創造型社会の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、本計画と合わせて策定した「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」に基づき、低炭素社会づくりに向けた取り組みを進めています。今後、COP21で採択された「パリ協定」を踏まえて展開される国の施策等の動向を注視しつつ、亀山市の自然的・社会的状況に則し、市民・事業者・行政等が一体となって環境問題に取り組むことが重要です。
- ●亀山市総合環境研究センターは、本市の自然的社会的特性に応じた施策を策定し、実施するため、また、地域に根ざしたニーズに取り組む拠点として、平成17年1月に設置以来、10年以上にわたり、その目的を果たしてきました。しかし、10年を経過する中で、本研究センターについても、新しい時代に向けた、果たすべき役割を見直し、再構築する必要があります。
- ●本市では、市内各地の環境測定を継続して実施し、市域における環境基準の達成状況や環境に関する状況を把握しています。今後も継続的に状況を把握し、市民への情報提供を図るとともに、環境に影響を与える施設等の監視・指導に努める必要があります。
- ●本市では、溶融飛灰の全量再資源化により、最終処分量・ゼロを達成し、これまで継続することで環境への 負荷の少ない廃棄物処理に努めてきました。1人1日当たりのごみ排出量も年々緩やかに減少しています が、依然として国・県の平均値を上回っています。また、リサイクル率は、溶融飛灰の山元還元や刈り草の 堆肥化などにより全国平均より高い水準にあるものの、近年伸び悩んでいます。今後も、市民からの意見を 聞きながら、その意識啓発を図り、効果的な減量施策を講じるとともに、直接資源化できるごみを分別回収 するなど、リサイクル量の拡大を図り、より一層環境負荷の低減に努めていく必要があります。
- ●本市の廃棄物処理施設は稼働後、長い年月が経過しており、ごみ溶融処理施設については、今後も一部の主要な設備や機器が耐用年数を迎えるとともに、粗大ごみ破砕処理施設は老朽化が著しい状況にあります。また、本県では南海トラフ地震発生の緊迫性が高く、本市においても被災により膨大な量の災害廃棄物の発生が危惧されています。そのような状況も踏まえ、今後も、適正かつ安定した廃棄物の処理を行うため、現有施設の計画的な整備と維持管理を図っていく必要があります。
- ●本市では、不法投棄パトロールの実施や監視カメラの設置が功を奏し、不法投棄物の確認・回収件数は減少傾向にあります。今後も監視体制の強化と早期発見・回収に努め、不法投棄をさせない環境をつくることが重要です。

市民・事業者・行政が、それぞれの立場で環境負荷の少ない社会を目指し行動しています。

【主な施策の方向】

◎環境負荷の少ない社会の形成

- ・地球温暖化防止対策の推進
- ・総合環境研究センターの再構築
- ・再生エネルギーの利用促進
- ・市内環境基準の達成状況及び排出基準の順守状況の把握と公害防止対策
- ・不法投棄の未然防止・監視体制の強化

◎ごみの減量化、リサイクルの推進

- ・市民目線によるごみの排出抑制、再使用・再生利用の推進
- ・最終処分量・ゼロの維持

◎廃棄物処理施設の適正管理

- ・ごみ溶融処理施設の計画的整備
- ・粗大ごみ破砕処理施設の長寿命化
- ・し尿処理施設の適正な維持管理

(7) 自然環境の保全

- ●本市は、東に鈴鹿山系の山並みを持ち、それを水源とした鈴鹿川などの川が流れる、豊かな緑と水に囲まれています。その一部は鈴鹿国定公園に指定されており、更に、こうした豊かな自然環境を守るため、鉱区禁止区域の指定も受けています。こうした中で、里山公園や森林公園の活用などを通じて、市民がより身近に自然に触れることができる機会を創出し、環境保全意識の高揚を図ってきました。その一方で、自然公園の利用者数は伸び悩んでおり、これらをより有効に活用するための方策を検討するとともに、市民の環境保全意識を高めて、市民一人ひとりが主体的に行動できる人材を増やしていくことが求められます。
- ●本市が有する鈴鹿川等の源流域は、市民や流域住民に多くの自然の恵みをもたらしています。これらの自然資源を保全し、次世代に引き継いでいくため、鈴鹿川等の源流域での森林整備を一層進め、産官学民による森林活動のさらなる支援を行い、自然環境資源の整備・保存を進めることにより、森林の持つ公益的機能のさらなる向上を図る必要があります。
- ●本市では、環境林整備計画に基づき、環境林の整備等を通じて森林の持つ水源のかん養や洪水の防止などの多様な公益的機能の向上を図ってきました。森林の持つ公益的機能を高めるためにも、引き続き環境林整備計画認定地区の拡大と針広混交林への誘導を図る間伐を実施し、多様な森林づくりを推進する必要があります。
- ●農地についてもその公益的機能が認められ、直接支払制度による農地等の保全が進められています。本市でも関連事業に取り組む地域では、農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されているものの、他の地域においては、高齢化や担い手不足等により荒廃が進み、その機能が失われつつあります。今後も、水源のかん養や景観形成の機能など、農地が持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の活動を促進する必要があります。
- ●「生物多様性に関する条約」などの国際的な取り組みにより、生態系や野生生物の保護などが図られていますが、まだまだ市民レベルでは生物多様性へのなじみが薄いと言えます。本市でも、生物多様性の確保に向けた戦略的な取り組みが十分とは言えず、市民の生物多様性への関心や意識向上に繋がっていません。今後は、「生物多様性地域戦略」を構築し、在来動植物や外来動植物に関する調査研究や外来動植物の防除等に関して、自然保護団体と連携した取り組みを検討することが必要です。
- ●平成26年に三重県により、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを目的として、「みえ森と緑の県民税」が導入され、本市ではそれを財源とする市町交付金を活用し、市内小中学校での木育教室や森林公園での森の学校を開催し、森林や木材について学び・ふれあう森林環境教育を展開してきました。また、地域が主体となった里山・竹林の整備や緑化活動を支援するとともに、公共的施設に対し地域材の利用を促進するなど、市民全体で森林を支える社会づくりを進めてきました。今後もより多くの市民の森林づくりへの行動につなげていくため、引き続き森林環境教育の実施や森づくり活動等への支援を通じて、市民の森林や木材に対する理解と関心を高めていく必要があります。

豊かな自然の恵みが、良好に保たれ、次世代に受け継がれています。

【主な施策の方向】

◎自然資源の保全

- ・鈴鹿川等源流域等の自然資源の整備・保全
- ・自然環境保全に対する市民意識の高揚
- ・環境と調和した土地利用の推進

◎森林・里山・農地の保全

- ・森林の持つ公益的機能の発揮
- ・里山の保全・再生の促進
- ・農地が持つ多面的機能の維持・発揮

◎自然とのふれあいの機会の創出

- ・里山公園を活用した、自然とのふれあいの機会の創出
- ・森林公園等を活用した、自然とのふれあいの機会の創出

◎多様な生態系の確保

- ・生物多様性地域戦略の構築
- ・多様な生態系保全に対する市民意識の高揚

(8) 歴史的風致を生かしたまちづくりの推進

- ●本市では、「東海道歴史文化回廊保存・整備基本計画」に基づき、歴史文化資産の保存と活用を進めています。貴重な歴史文化資産の存在や価値に気づき、学びや理解を深める中で、地域の周辺環境と一体的に保全し、まちづくりを展開していくしくみは、地域や市全域に交流の輪と一体感を醸成するものであり、歴史文化資産の保存と活用を進める基本的な考え方として今後も継続して取り組みを進める必要があります。
- ●本市では、「亀山市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的な景観を基軸として、歴史的風致を維持向上するための整備事業(歴史的風致を形成する歴史文化資産の調査、保存、整備等)を進めています。本市固有の歴史的風致は、東海道を中心に人々の生活により受け継がれてきた街道文化であり、まちの大きな魅力であることから、厳しい財政状況にあっても、引き続き、その維持向上に努める必要があります。特に、亀山市の歴史的風致の中心軸となる東海道については、一体性と全体の調和が図られるよう、統一感のある整備手法を示した上で、順次整えていく必要があります。また、整備を終えた施設等については、公開活用等に関わる市民や地域活動との連携を図っていくとともに、管理面の充実や見学者の動向に合わせた公開活用の拡大や説明板等の設置について検討を進める必要があります。また、こうした歴史・文化的な景観を資源として活かし、地域の魅力づくりを展開することが望まれます。
- ●関宿のまちなみが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成 26 年で 30 周年を迎えました。市では、伝統的建造物群保存修理修景事業により、関宿内の伝統的建造物の修理修景に対し補助を行い、貴重なまちなみの保存を進めています。平成 27 年には、東追分鳥居の建て替えに伴うお木曳き行事が住民総出で行われ、市内外から多くの人が集まりました。関宿には今も人々の暮らしがあり、まちなみ保存もそうした日々の営みを大切に守りつつ、進めていくことが必要です。今後も、生活との調和を図りつつ、まちなみの保存と賑わいのある地域づくりを進めていくことが求められます。
- ●歴史的なまちなみには、伝統的な木造建造物が密集しており、火災をはじめとした災害に対する備えが大きな課題となっています。本市では、保存地区の文化財としての価値を損なわないよう配慮しつつ防災対策を進めています。今後も貴重なまちなみを守るため、地域の防火・防災意識をより一層高めていく必要があります。また、歴史的景観と生活環境の両立を図るため、地域において保存事業等にかかわる建築士等を育成することが必要です。

市民、事業者、行政が、歴史的な風致を生かしたまちづくりを進めています。

【主な施策の方向】

◎東海道歴史文化回廊の推進

・東海道歴史文化回廊保存・整備基本計画の推進

◎固有の歴史的風致の維持向上

- ・関の山車会館の整備
- ・拠点施設および付帯ルートとしての歴史文化資産の整備(調査、保存、看板設置など)
- ・歴史文化資産の市民との協働による公開活用
- ・「東海道整備方針」の策定と方針に基づく整備の促進

◎関宿重要伝統的建造物群保存地区の保存の推進

- ・保存地区の修理修景の促進
- ・関宿の歴史文化資産の賑わいづくりへの活用の促進

◎歴史的な景観を生かし、守る活動の促進

- ・まちなみ、城跡、山車、古道など歴史文化資産に関わる市民活動の支援
- ・地域の歴史文化の学び場の提供
- ・歴史文化の保存継承のための技術者・技能者の育成
- ・地域における防災対策の推進

(9) 歴史文化の継承・活用

- ●本市には、有形・無形文化財及び民俗文化財、史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群等、数多くの文化財が残り、豊かな歴史文化を物語っています。これら貴重な文化財を保存・活用し、次代に継承していくために、その価値を明らかにする調査・研究、保管や保存管理、普及啓発や公開活用等を適切に行っていくことが必要です。市では、地域に根ざした文化財等の掘り起こしや保存整備、地域と一体となった保護や公開の活動など様々な取り組みを行っており、今後も継続していく必要があります。無形の文化財の中には、担い手不足から実施が困難な状況になっているものもあり、保存伝承を担う人材育成への支援が求められています。更に、ヤマトタケル御墓や鉄道遺産など、本市の成り立ちに関係深い歴史文化資産については、さらなる調査研究や普及啓発を進めていく必要があります。
- ●本市には、数多くの埋蔵文化財包蔵地があり、開発行為等に際しては発掘調査などを行って、その保護を図っています。これまでの調査において重要とみられる遺跡としては、「鈴鹿関跡」「峯城跡」「伊勢国府跡」などがあり、その保護を図るための取り組みを推進するとともに、地域及び市民の理解を深めていく必要があります。特に、古代三関の一つである「鈴鹿関」については、国史跡指定に向けた取り組みを推進する必要があります。
- ●本市には、文化財に指定されるもの以外にも歴史文化を知る手がかりとなる昔のものが多く残っています。市歴史博物館等においては、これらを調査研究することで、誰もが利用や活用できる史資料として位置付け、適切に保存するとともに、展示等によって市独自の歴史文化の情報源として公開しています。しかし、昔のものは個人所有のものも多く、個人においても保存が難しい事態が生じてきているため、普段からの地域との交流を広げ、調査・研究する機会を充実させることで、史資料としての意義を明らかにし、収集・保存・展示を確実に進めるとともに、活用しやすく整備することが必要です
- ●文化財保護行政や博物館では、それぞれの関係機関において文化財や史資料に対する災害時のネットワークが作られていますが、これらを市内での有機的なつながりとして、さらに強固なものにする必要があります。
- ●市歴史博物館の「屋根のない博物館」創出事業では、博物館と学校との連携強化を図り、地域の歴史文化を通して、子どもたちの郷土への誇りと愛着を育むための一体的な取り組みを進めています。学校でも、校区内の学習拠点のひとつとして地域との連携を進めていることから、博物館と学校の連携をさらに深めるとともに、学校を通した地域との連携強化が求められます。
- ●本市では、広報紙や広報番組、パンフレット、ホームページなど様々な媒体を介して、市内の歴史文化に関する情報の発信を行っています。近年は、IT市史や、市歴史博物館の企画展の記録と内容を収めた web 図録など、電子媒体を積極的に活用し、より広く情報を発信するよう努めています。今後も引き続き、適切かつ正確な情報発信に取り組むとともに、広く市民が情報を活用できる環境づくりを進める必要があります。また、公民館講座などにおいて、地域の歴史文化の魅力を共有する学びの場を充実することも必要です。

市民が、文化財や史資料の保存、継承、活用することに取り組み、学びの場を利用し、郷土の歴史文化に誇りを持っています。

【主な施策の方向】

◎文化財の保存・継承と活用の促進

- ・地域の歴史を伝える文化財の保護の充実
- ・地域の伝統芸能や祭礼行事などの保存と伝承活動への支援
- ・鈴鹿関跡の国史跡指定に向けた取り組みの推進と保存活用
- ・重要遺跡の範囲確認調査の実施と保存活用
- ・国指定天然記念物ネコギギの生息・河川調査と保護増殖
- ・災害時の文化財保護体制の整備
- ・文化財保護に関する関係機関との連携による災害時相互応援ネットワークの整備・充実

◎史資料の保存と活用の推進

- ・地域や民家に伝来する史資料の調査と研究、収集と保存の推進
- ・市の成り立ちをテーマとした史資料の調査・研究と展示活動の推進
- ・博物館史資料のデジタルデータなど二次資料の適切な保管と運用の推進

◎歴史文化を学ぶ機会づくり

- ・出前講座や歴史博物館等での講演会、展示などによる郷土の歴史を学び触れる機会の充実
- ・博物館と学校・地域との連携による移動展示等の郷土学習支援

◎歴史文化の情報発信の拡充

- ・行政や関係団体などが所有する地域の歴史情報の活用利便性の向上
- ・地域の歴史事象の掘り起こしと展示やパンフレット、説明看板による歴史情報の伝達

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(1)地域福祉力の向上	22
(2)健康づくり・地域医療の充実	24
(3)高齢者の地域生活支援の充実	26
(4)障がい者の自立と社会参加の促進	28
(5)学びによる生きがいの創出	30
(6)文化芸術の振興と文化交流の促進	32
(7)スポーツの推進	34

(1) 地域福祉力の向上

- ●本市では、地域での人と人のつながりを基本とし、顔のみえる関係づくり、ともに生き支え合う 社会をめざすため、亀山市社会福祉協議会と連携して地域福祉の推進を図っています。地域まち づくり協議会を核として、構成員である自治会、民生委員児童委員や福祉委員、また、その他市 民活動団体など、多様な主体による地域社会における日常的な支え合い体制の構築が必要です。
- ●ボランティア活動への自主的な参加を促すための参加しやすい環境づくりに努め、ボランティアの担い手を確保していく必要があります。また、本市では、地域と学校が連携して福祉教育を推進しています。今後は、学校や地域の特色を活かした事業展開や参加者が希望する体験活動ができるように努める必要があります。
- ●総合保健福祉センターでは、保健・福祉の拠点として相談機能の充実を図っています。しかし、 福祉サービスが目まぐるしく変化する中で、サービスを必要とされる人が十分な情報を入手でき ていない現状があるため、最新の福祉サービスに関する情報提供の充実と相談機能の強化に努め る必要があります。
- ●本市では、高齢者に対する見守りや訪問活動が実施されるとともに、高齢者や障がい者、子育で中の親子を対象としたサロン活動も地域で広がりを見せています。しかし、近くにサロンのない地域もあることから、引き続き地域のボランティアや福祉委員などの協力を得て、新設に向けた支援をしていく必要があります。
- ●社会・経済情勢の変化により、生活保護の被保護世帯数、保護人数はともに、過去最高を更新しています。今後も、公共職業安定所など関係機関と連携を図りながら、就労促進など自立を助長する取り組みを進めていく必要があります。
- ●近年、生活困窮者や若者のニート、引きこもりや、子どもの貧困が深刻化しています。本市では 生活困窮者自立支援法の制定を受け、自立相談支援の窓口を設置し、複合的な課題を抱えた生活 困窮者に対する支援に努めています。今後も、法に基づく事業を継続して実施し、包括的、伴走 的な支援を実施していくことが必要です。

市民が、地域での見守りや互いの支え合いの活動により、安心して生き生きと暮らしています。

【主な施策の方向】

◎地域福祉を支える人と組織の育成

- ・ボランティア活動への自主的な参加を促すための環境づくり
- ・ボランティアの担い手の育成・確保
- ・地域福祉活動団体の交流の場の提供

◎安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ・亀山市社会福祉協議会との連携強化
- ・多様な相談に対応できる窓口機能や情報提供機能の充実
- ・日常生活に不安のある人が地域で安心して暮らすための支援体制の充実と利用の促進

◎地域での助け合い・支え合いのしくみづくり

- ・地域まちづくり協議会やボランティア団体、サロン等の交流や見守り活動の支援
- ・ボランティア活動を活性化させるしくみづくりの検討
- ・民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手への活動支援
- ・地域ぐるみでまちづくりに取り組むため、様々な人が集える地域福祉の拠点づくり

◎低所得者への支援と自立支援の推進

- ・生活保護世帯に対する適正運用
- ・社会的・経済的な自立に向けた就労相談支援
- ・生活困窮者に対する自立支援と自立相談支援機関との連携による包括的・伴走的な支援
- ・生活困窮者の早期発見のための、地域のつながりや見守り、声かけ活動との連携
- ・子どもの貧困の実態把握と貧困の連鎖の防止

(2) 健康づくり・地域医療の充実

- ●本市は、健康づくりを個人の責任としてとらえるのではなく、都市の環境そのものを健康にする「健康都市」というWHO(世界保健機関)の考え方に賛同し、健康都市連合に加盟しました。そうした中、都市の機能のすべてによって、市民の健康寿命を延ばすことを目指し、保健指導や介護事業への参加を促進するとともに、地域の健康増進活動を支援しています。今後も、市民の健康づくりのため、スポーツ、レクリエーションなどの活動と併せて地域の健康増進活動を進めていく必要があります。
- ●本市では、悪性新生物(がん)、生活習慣病、感染症などの疾病予防対策として、亀山医師会と連携しながら各種がん検診や集団健診、特定健診、特定保健指導、各種予防接種を実施するとともに、食を通じた健康づくりを行っています。今後は、健診受診率等の向上、食育の推進に継続して努めるとともに、疾病発症後の重症化予防、こころの健康ケア対策にも取り組んで行く必要があります。
- ●本市では、平成28年4月から医療センターに地方公営企業法の全部を適用し、病院事業管理者を配置するとともに、地域包括ケアの調整を担当する地域医療部を新設し、保健・医療・介護・生活支援・介護予防を的確に提供できる体制を整えました。今後は、患者情報を効率的に管理するしくみづくりなど、地域包括ケアシステムの実現に向けた多職種連携の体制整備を進める必要があります。また、急性期の治療が一段落した後、在宅復帰を支援するための「地域包括ケア病床」の設置に向けて取り組みを進める必要があります。さらに、建物の基幹的設備が老朽化しているため、施設整備も含めた機能強化が必要です。
- ●「持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に国会で成立し、平成30年度から都道府県が国保財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うなどを内容とした制度改革が実施されます。本市の一人当たりの医療費増加率及び国民健康保険税収納率の目標値は達成しているものの、毎年医療費は増加しており、国保財政は依然厳しい状況です。今後は、健全な財政運営を目指し、医療費適正化に向けた効果的かつ効率的な保健事業を推進するなど、社会保障制度を取り巻く環境が変化しつつある中、後期高齢者医療制度を含めた公的医療保険制度の適切な運営に努めていく必要があります。
- ●年々、救急出動件数が増加する中、消防救急室の設置や救急ワークステーションの運用など、救急体制の強化を図るとともに、街頭広報などによる救急車の適正利用を呼び掛けています。引き続き、より効果的な救急体制の強化が必要です。

市民一人ひとりが、地域において、生き生きと健康に暮らしています。

【主な施策の方向】

◎健康な暮らしの支援

- ・ライフステージに応じた情報提供、各種健(検)診や相談、切れ目のない支援
- ·生活習慣病予防の推進
- ・こころの悩みに対する正しい知識の普及と関係機関と連携した相談機能の充実
- ・食を通じた健康づくり、食育の普及

◎疾病予防と早期発見・治療の推進

- ・健康増進活動の全市的な展開
- ・感染症予防のための知識の普及、予防接種率の向上
- ・特定健診等の受診率向上、生活習慣病の早期発見と重症化予防

◎地域医療提供体制の整備

- ・地域医療と保健分野の一体的な推進
- ・患者情報を効率的に多職種間で情報共有できるシステムの導入
- ・亀山地域医療学講座の活用、地域医療機関との連携強化
- ・消防・医療センターとの連携推進
- ·救急利用の適正化促進

◎医療センターの機能強化

- ・ 亀山医師会や地域医療機関等との連携強化と役割分担による24時間365日の救急体制の充実
- ・医療センターにおける地域包括ケア病床の設置と在宅医療の推進
- ・医療センターにおける安定的な医療供給のための施設整備

◎安心できる公的医療保険制度の運営

- ・安心して医療が受けられる国民健康保険事業の健全運営と制度改革への適切な対応
- ・三重県後期高齢者医療広域連合と連携した、後期高齢者医療事業の適切な実施

(3) 高齢者の地域生活支援の充実

- ●介護保険事業は、鈴鹿亀山地区広域連合により、介護保険事業計画に基づいて、様々なサービスが提供されています。平成27年の介護保険制度の改正により、平成29年4月から、新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)が開始されるため、市の高齢者福祉施策も介護保険事業と一体的に進める必要があります。
- ●高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、地域に通いの場があり閉じこもりが防止され、多様化する個々の生活状況に応じた生活支援サービスが提供されることが重要です。高齢者が元気で生きがいを持って過ごせるよう介護予防活動を推進し、高齢者同士の見守りや支え合いが行われるよう地域の活動を支援するとともに、多様な生活支援サービスの担い手を創出し、整理していく必要があります。
- ●本市では、団塊の世代が75歳(後期高齢者)となる平成37(2025)年を見据え、高齢者の医療、介護、地域生活などを一体的に支援するため、地域包括支援センターの体制を強化するとともに、亀山市立医療センターに地域医療室を設置し、地域包括ケアシステムの構築推進と組織間の横断的な調整を図っています。引き続き、在宅医療・介護、認知症対策、権利擁護、高齢者虐待対応などの相談・支援体制を充実・強化しながら、地域とともに高齢者の生活を支援していく必要があります。

高齢者が、必要な介護・福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

【主な施策の方向】

◎地域包括ケアの推進

- ・地域包括支援センターの機能強化・拡大
- ・在宅医療・在宅介護の推進
- ・支援を要する高齢者に対応するしくみづくりと関係機関等との連携強化
- ・医療・福祉・介護などの多職種間の連携強化
- ・地域の見守りの組織間の連携強化

◎介護予防の推進

- ·介護予防事業の充実
- ・地域住民主体の介護予防活動の展開促進

◎高齢者の生活と生きがいづくりの支援

- ・高齢者の生活支援の充実
- ・老人クラブ活動やサロン活動を通じた社会参加の機会づくり
- ・シルバー人材センターへの支援を通じた、高齢者の就労の場の確保

◎認知症高齢者等対策の推進

- ・認知症の早期発見と初期支援体制の整備
- ・認知症高齢者の見守りと支援の強化
- ・関係機関と連携した成年後見制度の利用等権利擁護についての支援

(4) 障がい者の自立と社会参加の促進

- ●平成24年10月に障害者虐待防止法、平成25年4月に障害者総合支援法及び障害者優先調達推進法、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者支援に必要な法整備が進められています。今後も、国の障害者制度改革の動向を見ながらその対応をきめ細かく行っていく必要があります。
- ●高齢化の影響などから、本市の障がい者(児)数は、身体・知的・精神のいずれも増加傾向にあります。このような中、市では、障害者総合相談支援センターにおいて、障がい者やその家族の相談支援に取り組んできました。平成27年度には、障害福祉サービスを利用する人に計画相談支援事業所による計画相談が行われるようになったため、今後は、それぞれの役割等の整理を行い、連携・支援していく必要があります。
- ●地域における居住の場や緊急時の避難場所として利用できるようグループホームの充実を図り、 医療、保健、福祉、教育および就労等の関係機関と連携しながら、社会福祉資源をつなぐネット ワークを構築し、鈴鹿・亀山圏域で地域生活支援拠点として地域支援機能を整備する必要があります。
- ●本市では、就労継続支援事業所が新規に開設されるなど、就労施設の充実が図られていますが、一般就労に結びついた件数は少ない状況です。障がい者が地域で自立した生活が送ることができるよう、企業へ障がい者雇用に関する働きかけを行い、就労の場の確保を図っていく必要があります。また、一般就労できない障がい者が生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で働ける職場として、社会的事業所が継続性のある安定した事業経営となるよう、障害者優先調達推進法も考慮しながら支援の方法を検討していく必要があります。
- ●家族をはじめとする介助者が、高齢化でいなくなるなど、今後、成年後見制度を必要とする方が 増加することが予想されるため、権利擁護事業等の普及・啓発に努めていく必要があります。
- ●障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら生活できるように、障がい者の差別解消や虐待の防止について、事案等を検証し、関係機関が連携して取り組む体制を構築していく必要があります。また、社会的障壁を除去するため、合理的配慮を行うとともに、制度の啓発に努めていく必要があります。

障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で自立して暮らしています。

【主な施策の方向】

◎障がい者の自立支援

- ・障がい者の自立した生活に向けた相談支援体制の充実
- ・職場実習や就労移行支援等を通じた就労支援
- ・特例子会社や社会的事業所等の就労の場の確保
- ・地域における居住の場の充実

◎障がい者福祉サービスの充実

- ・医療・保健・福祉・教育及び就労等の障がい者を支える関係機関のネットワーク構築
- ・自立した生活を支える福祉サービスの提供
- ・医療費負担の軽減

◎誰もが暮らしやすい社会に向けた取り組み

- ・成年後見制度の利用など、権利擁護の推進
- ・障害者差別解消法の啓発と相談体制の整備

(5)学びによる生きがいの創出

- ●超高齢社会の進展や、情報化技術の著しい発達などから、人々の「学び」に関する環境も大きく変化する中、国の教育振興基本計画においても、「学び」を通じて個人や社会が直面する課題に対応する質の高い学習機会を充実させるとともに、学習成果が広く社会で活用されることを目指しています。本市においても、「学びによる生きがいづくり」をより広くとらえ、持続可能な社会づくりの担い手として地域創生に向けた人材育成を行い、地域についての学びを通じ、その成果を地域の課題解決などに生かすことを軸とした新しい生涯学習の展開が求められています。
- ●本市においては、中央公民館による公民館講座や、行政出前講座など、様々なテーマによる学びの機会を積極的に展開しています。また、産学官民の連携による、「亀山市民大学キラリ」を開講し、環境・文化・健康福祉など、幅広い分野での学習講座を行うことで、時代の求める人材育成にも取り組んでいます。しかし、こうした学びの機会については、それぞれの取り組みが個々で完結し、つながりが薄い状況にあることから、地域における「学び」の体系を再構築することで、地域において「学び」の成果をより一層生かせるトータルコーディネート機能を確立していくことが必要です。
- ●人々が、人生をより深く、豊かに過ごすためには、読書活動は非常に重要なものです。本市では、市民の読書活動の定着のために、幼少期からの読書習慣を身に付けられるよう、ブックスタート事業、ファミリー読書リルーや、図書館ボランティアによるおはなし会の開催などにも取り組んでおり、幼少期のみならず、生涯を通じた読書活動の充実が求められています。こうした読書環境は、図書館が拠点としての機能を果たす必要がありますが、現在の市立図書館については、平成25年度に一部改修を行い、利便性の向上を図ったものの、蔵書や開架等のスペースの不足が課題となっています。こうした中、近年、経営手法を含めた図書館の提供するサービスは多様化が進んでいることから、本市においても、市民の読書や生涯学習の拠点性を高め、新しい時代に必要な機能を備えた図書館のあり方を見定めていくことが求められています。

市民が、それぞれの学びの成果によって、地域社会で活躍しています。

【主な施策の方向】

◎地域の学びのしくみづくり

- ・生涯を通じた学びの体系の再構築
- ・市民や地域の主体的な学びの機会への支援
- ・地域の魅力を学ぶ機会の充実

◎地域へ生かせる学びの展開

・学びの成果を地域へ生かすしくみづくり

◎読書活動の推進

- ・図書館を核とした読書活動ネットワークの構築
- ・市民の読書習慣づくりの推進
- ・読書環境の拠点となる図書館の機能強化

◎誰もが学べる環境づくり

- ・地域の学習環境の整備
- ・学びの情報の一元化

(6) 文化芸術の振興と文化交流の促進

- ●国では、文化芸術振興基本法及び「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」を 受けて、「文化芸術立国」に向けた取り組みが展開されています。本市においても、亀山市文化振 興ビジョンに基づき、様々な文化に関する取り組みを全市的に進めています。また、文化芸術活 動の拠点である文化会館による各種事業は市内外に向けた地域文化振興に大きく寄与していま す。今後も、子どもから高齢者に至るすべての人が、文化によって心豊かな生活を営むことがで き、幸福を実感できるような、文化振興に関する取り組みが求められています。
- ●かめやま文化年2014では、「みつめる」をテーマに年間を通じて全市的に文化に関する事業展開を行い、新たな文化の創造や文化を担う人づくりの契機となりました。今後、更にかめやま文化年プロジェクトを進める中で、プロジェクトの目的や意義について、市民へ更なる浸透を図るとともに、団体間や地域間、世代間の交流強化を図り、本市の文化を内外に広げる発信力の高い事業展開を行うことが必要です。
- ●文化芸術の振興を図る上で、地域文化の継承や新たな文化の創造を行うためには、文化の担い手となる人づくりが求められます。多様で魅力的な文化活動を実践する人材や団体などの育成や支援を行うとともに、活動意欲の向上につながる取り組みを進め、優れた人材が各方面に育つような環境づくりを進める必要があります。
- ●文化芸術活動の拠点施設として、文化会館等の計画的な改修整備や点検を進め、機能充実に努めています。今後は、文化会館を中心に、市内外の文化関連施設の相互連携を図り、市民が活動しやすいような環境を整えるとともに、既存施設の有効活用等により、市民が身近なところで文化芸術に親しめるような場づくりを進める必要があります。
- ●本市では、市美術展や市民文化祭などの文化事業が定着し、市民の文化芸術に対する意識の高まりにつながっています。芸術文化協会を中心に様々な団体が活動を行っており、その中から現代アートやミュージカルといった新たな創造的活動が生まれるなど、市民レベルでの文化芸術活動の活性化が図られています。こうした活動の成果を発表できる機会や場の提供を行い、市民の活動意欲をより一層高めるとともに、活動情報を広く発信することにより、活動の輪を広げる取り組みを進める必要があります。

市民が、文化的な個性や魅力に溢れたまちの中で心豊かに生活しています。

【主な施策の方向】

◎文化政策の推進

- ・文化資源をさまざまな分野(産業・観光など)に生かした文化の魅力溢れるまちづくりの推進
- ・異分野にも影響を与えることのできる、魅力ある新たな文化の創造
- ・デザインマネジメントの活用など、文化に関する情報発信力の強化
- ・文化政策の基本的な考え方などを示す条例の整備
- ・文化会館を基点とした地域文化に根ざした文化政策の推進

◎文化交流の促進

- ・個人や団体などが相互に関わり、連携した文化活動の活性化
- ・市内外の地域間における文化交流の積極的な推進による新たな文化創造
- ・世代間の文化交流を進め、各世代別活動の相互理解と多種多様な文化振興の促進

◎文化の拠点づくり

- ・文化会館等の計画的な施設整備
- ・文化会館を核とした公共文化施設の相互ネットワーク化の推進
- ・公共施設の有効活用による市民に身近な文化活動の拠点の充実

◎文化芸術活動の活性化

- ・優れた文化芸術を鑑賞・体験できる機会・場の充実による文化芸術への意識の高揚
- ・文化芸術活動に取り組む市民の感性や技術力の向上に向けた質の高い文化の祭典の創出
- ・文化会館や団体などが行う文化芸術活動の成果発表の場の充実
- ・芸術文化協会など文化活動団体との連携による文化芸術に優れた人材の育成
- ・関係団体との連携による地域文化芸術活動の推進
- ・子どもたちの体験機会の確保と豊かな情操教育のため、文化会館と連携したアウトリーチ活動の充実

(7) スポーツの推進

- ●2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、スポーツ庁の新設など、近年、スポーツに関する環境は大きく変化しています。三重県においても、平成30(2018)年に高校総体、平成33(2021)年に三重とこわか国体の開催が予定されており、本市もそれぞれの大会においてウエイトリフティング等の競技会場の一つとなっています。スポーツは、人格の形成や体力の維持向上、健康長寿の礎であり、明るく豊かな社会を形成する上で欠かすことのできないものです。スポーツの持つ多様な意義や価値を地域全体で共有できるよう、スポーツを地域文化と捉え、「する」、「観る」、「支える」といった側面から継続して発展させていくことが求められています。
- ●本市では、市が開催するソフトボール大会やバレーボール大会、ニュースポーツ体験教室、総合型地域スポーツクラブやレクレーション協会等が開催するスポーツ教室・大会などを通して、日常的にスポーツを楽しむ市民が増えています。今後も、生涯を通じて誰でも気軽にスポーツに取り組めるよう機会の提供に努め、スポーツ人口のより一層の拡大を図る必要があります。
- ●生涯にわたり健康で充実した生活を送るためには、子どものころからの運動や健康に関する生活 習慣づくりが大切です。運動や健康に関する正しい生活習慣が身につくよう、関係団体等と連携を図 り、子どもたちが運動に親しむきっかけづくりを行うとともに、スポーツの専門的な指導者の確 保に努める必要があります。
- ●本市では、体育館や野球場、プールなどの運動施設について、必要に応じて改修を行うとともに、インターネットを活用した予約システムを導入するなど、市民が利用しやすい環境づくりを進めています。今後も老朽化が進む施設の適切な維持管理に努めるとともに、市民ニーズに応じた競技施設の充実を図る必要があります。さらに、本市が高校総体や国体の競技会場となることから、施設整備を含めた計画的な準備を進め、地域からスポーツを盛り上げていくことが必要です。
- ●本市では、亀山市体育協会、亀山市スポーツ少年団体連絡協議会、亀山市レクリエーション協会を中心に、多種多様な団体がそれぞれ活発な活動を展開しています。しかし、中には、役員の高齢化や指導者の不足、大幅な会員数の減少が見られる団体もあり、若い担い手の確保や指導者の育成を図るとともに、団体間の連携による組織の強化が必要となっています。一方で、総合型地域スポーツクラブについても、今後も安定した自主運営を継続するため、引き続き情報提供や助言などの支援を行っていく必要があります。

市民が、スポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます。

【主な施策の方向】

◎スポーツ活動の推進

- ・軽スポーツ、体力・健康づくりなど、市民の幅広い参加機会の提供
- ・家庭、地域でのスポーツ活動の一層の促進
- ・子どもたちの運動に親しむ機会づくりの推進
- ・スポーツ団体や関係機関が実施する各種教室の開催支援
- ・総合型地域スポーツクラブの活動支援
- ・運動部活動の充実に向けた、地域の専門的な指導者の確保・活用
- ・スポーツ推進委員による地域に根ざしたスポーツ推進活動の充実

◎スポーツ団体の育成と競技力の向上

- ・スポーツ活動の活性化を図るため、自主的にスポーツ活動を行う団体の組織強化や活動の支援
- ・有能な競技者の全国大会等への出場の支援
- ・トップアスリートの発掘、育成、支援
- ・指導者やリーダーの育成・活用

◎スポーツ文化の浸透

- ・スポーツを観戦する楽しみや応援する喜びを感じられるよう、積極的なスポーツ情報の提供
- ・トップレベルの競技スポーツを身近に感じられる機会の創出
- ・国体、高校総体を契機とした主要なスポーツ大会に対する市民の機運の醸成

◎スポーツの拠点づくり

- ・市民ニーズに応じた運動施設の充実
- ・運動施設の利便性の向上、施設利用の促進
- ・地域スポーツの拠点施設となる学校運動施設の有効活用
- ・大規模な大会会場に適した施設環境の整備

-	36	-
---	----	---

3. 交通拠点性を生かした産業基盤の強化

(1)企業活動の促進・働く場の充実	38
(2)地域に根ざした商工業の活性化	40
(3)農林業の振興	42
(4)まちづくり観光の推進	44
(5)広域的な交通拠点性の強化	46
(6)公共交通網の充実	48

(1) 企業活動の促進・働く場の充実

- ●本市を含めた中部圏は「ものづくり産業」の集積地としてわが国の経済を牽引しています。しかし、加工型製造業を中心に海外生産にシフトしたり、新興国の製品との競争が激化したりしており、厳しい状況も見られます。本市においても、企業立地や産業活動が停滞した時期がありましたが、最近では民間産業団地における未造成区域の造成が再開され、平成30年度には新名神高速道路の県内区間が全通するなど、産業基盤の整備が進められています。今後は、立地環境を活かしつつ、県や民間産業団地開発事業主体などとの連携によって、情報を共有しながら企業誘致を一層、進めていくことが求められます。
- ●本市では、これまでから、独自の産業奨励制度を有しており、市内民間産業団地などへの企業の新規立地や既存企業の事業拡張を促進してきました。この制度については、これまでの効果を検証したうえで、平成29年4月からは新制度として運用するとともに、商工会議所、地元企業、金融機関など、民間ネットワークとのつながりを強化し、企業活動をより一層促進していくことが必要です。
- ●平成20年の世界同時不況以降、県内でも有効求人倍率が1を下回る状況が続いていましたが、平成26年以降は1を上回り、緩やかに上昇傾向が続いています。本市における雇用対策は、亀山市雇用対策協議会が開催する求人懇談会などの取り組みに対する支援を通じて市内企業の雇用確保や雇用の安定を図ってきました。今後は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を進める上でも若者の雇用の創出が重視されるうえ、女性、高齢者、障がい者など、多様な雇用を創出していくことも求められることから、亀山市雇用対策協議会等関係機関と連携した取り組みを継続するとともに、市民の雇用を促進する雇用奨励制度等についても検討する必要があります。

多様な企業が、市内に立地し、事業活動を活発に行うことで、雇用が創出されています。

【主な施策の方向】

◎持続可能な産業構造の構築

・積極的な民間産業団地等への企業誘致と既存企業の事業拡大による多様な産業集積の促進

◎既存企業の活性化

・技術力向上・販路開拓支援による経営力の向上

◎雇用の創出と働きやすい環境づくり

- ・関係機関と連携した就業促進
- ・関係機関と連携した就労者の働きやすい環境づくりへの支援
- ・地元企業による地元雇用の促進

◎企業との連携によるまちづくり

・環境・福祉・教育など幅広い分野での企業との連携と企業CSR活動の奨励

(2) 地域に根ざした商工業の活性化

- ●本市には、亀山駅周辺地域等の中心的市街地や市北東部の国道306号線沿道等を中心に、一定の商業機能が集積し、市民の日常生活を支えています。しかし、市内の大規模店舗の面積や年間商品販売額は、人口規模に比べると県内他市の平均を下回っており、近隣市町への依存状況がうかがわれます。また、総合計画策定のためのアンケート調査(H28.2)における、「日常の買い物」に関する重要度に対する回答では、85%の方が肯定的な回答となっており、市民の日々の暮らしを支える商業機能の充実が求められています。
- ●本市では、まちなかのにぎわい形成を目指し、商業団体の主催による100円商店街、亀山大市、まちゼミ等の商店街活性化の取り組みを支援しています。今後もこうした取り組みの実施により構築された関係者間のつながりを生かしながら、課題を共有し、その解決のための自主的な取り組みや資源活用の工夫が求められます。更に、にぎわいゾーンにおける商店数の確保や空き店舗対策等については、現状を把握し、必要に応じた支援策を講じることが必要です。
- ●地方におけるしごとの創生が求められる中、本市では、亀山商工会議所などの関係機関と連携しながら、経営革新セミナー、販路開拓支援や各種の助成制度などにより、小規模事業者等の経営力強化に向けた取り組みを支援してきました。また、地域に根ざした事業活動を行う小規模事業者等は、地域の経済や地域社会の担い手として重要な役割を果たしているため、今後も継続的に支援していくことが求められます。
- ●本市では、公的創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」を形成し、創業セミナーの開催など、構成団体の連携による創業者支援に取り組んでいます。今後は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を進める上からも、若者の起業活動を支援したり、人材を育成したりすることが求められることから、地域の支援団体との連携により、引き続き創業支援や人材育成に取り組んでいくことが必要です。

市内小規模事業者等が、地域に根ざし活発な経営を行っています。

【主な施策の方向】

◎創業に向けた支援

- ・関係機関と連携した創業者支援
- ・地域に根ざした事業活動の創出促進
- ・若者の創業支援

◎にぎわいのある商業地域の形成

・新規店舗の立地促進・空き店舗の活用

◎商業の一体的な取り組みの支援

- ・商業団体の組織力や団体間連携の強化
- ・商業者・商業団体と一体となった商業活性化の推進

◎既存小規模事業者等への支援

・既存小規模事業者等の新たな事業展開、経営安定化に向けた支援

(3) 農林業の振興

- ●平成27年9月の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会の業務の重点が農地等の利用の最適化の推進であることが明確にされるとともに、農業委員が選挙制から市町村長の任命制へと移行しました。また、平成27年のTPP(環太平洋パートナーシップ協定)の大筋合意を受けて、これまで以上に国際的な生産競争などにさらされることが予測され、その農林業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。こうした中、国においては、「守る農業」から「攻めの農業」へと転換や、意欲ある生産者が安心して再生産に取り組める支援など、農業の競争力の強化策に取り組むこととしており、今後の環境の変化には、引き続き注視しながら、適切に対応していくことが求められます。
- ●本市においては、農地の利用集積の伸び悩みや獣害被害等により、農業経営力・農業生産力が低下し、 耕作放棄地の増加が見られます。その一方で、農業従事者の高齢化、後継者不足は、担い手となる認定 農業者や集落営農組織においても課題となってきています。こうした中、中山間地域において、地域農業 の活性化のため、耕作放棄地解消や農地保全に取り組む営農組織も設立されています。今後は、担い手 農家や集落営農組織の農業生産性向上や生産規模拡大のため、農地の利用集積を進めるとともに、意 欲ある若者などの新規就農や営農組織への参画を促進することが必要です。
- ●本市では、意欲ある農業者や農業者団体が、6次産業化や農商工連携、ブランド化など農作物の付加価値向上への取り組みを行っています。農業が職業として自立し、選択しうる魅力とやりがいのある産業となるよう、農業の組織化や付加価値の向上など「儲かる農業」や「攻めの農業」への取り組みなどを支援することが必要です。また、「かめやまっ子給食」を中心に、「顔の見える関係」のもとでの地産地消の取り組みを活かした食育の推進に努めています。次代の農業者の育成や農業への理解を深めるためにも、こうした取り組みを継続していく必要があります。
- ●本市では、農作物被害削減のため、県や獣害専門家と連携し、地域での獣害対策を促進しています。今後も、生産意欲の減退や耕作放棄地の増加を防ぐため、地域が一体となって獣害対策に取り組むことが必要です。
- ●木材価格の低迷や経費の上昇等により、林業経営は依然として厳しい状況にある中、本市では、林業事業体等による施業の集約化や路網整備等により生産性の向上が図られています。また、公共建築物の木造化・木質化を進め、木材の利用拡大に取り組んでいる中、県内には木質バイオマス発電所が3箇所稼動し、ますます木材(チップ材)の需要が高まっています。今後の持続可能な安定した林業経営に向け、さらに施業を集約化し、効率的な森林施業を進めるとともに、公共建築物や一般建築物、木質バイオマス燃料等への利用を促進することが必要です。

農林業の担い手が、効率的かつ安定した経営を営んでいます。

【主な施策の方向】

◎意欲ある農業経営体の育成・確保

- ・認定農業者や集落営農組織等の育成・確保
- ・意欲ある若者等の就農支援

◎農業経営の安定化

- ・儲かる農業・攻めの農業への支援
- ・地域の実情にあった農業基盤の整備
- ・地域と一体となった獣害対策の推進

◎高付加価値農業の展開

- ・農畜産物の付加価値向上への支援
- ・地産地消や特産品の消費拡大への支援
- ・地域の特性を活かした農業生産の支援

◎林業経営の安定化

- ・森林施業の集約促進と生産活動への支援
- ・地域産材の多用途利用の促進
- ・森林管理・整備の基盤となる林地台帳の整備

(4) まちづくり観光の推進

- ●「観光先進国」への新たな国づくりに向けて、国は「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、観光産業の国際競争力を高め、基幹産業にしようという取り組みが進められつつあります。わが国を訪れる外国人旅行客数は東日本大震災などで一時低迷しましたが、再び増加傾向に転じ、平成27年には年間2,000万人を突破しています。こうした流れを受けて、本市においても、英文表記の関宿パンフレットを作成するなど、インバウンド対応の取り組みを進めています。
- ●道の駅関宿やサンシャインパーク等の立ち寄り型観光施設への来訪者が増加している本市においては、今後、関宿を中心に、観光客に向けた商業機能の充実に努め、観光需要の獲得・消費拡大を図っていく必要があります。また、自然型レクリエーション施設や体験型観光が未整備となっていることから、これらの施設整備やしくみづくりを進めることも必要です。
- ●本市では、まちづくり観光に携わる団体が増え、多様な主体による多様な取り組みが進められています。しかし、これらをつなぎ合わせ、交流・集客を促進し、経済効果、資源保全など、地域のまちづくりにつなげる「まちづくり観光の好循環」の十分な形成にまでは至っていません。まちづくり観光を進めるコーディネート力、推進力が必要であり、亀山版DMOを設立し、関係者が一体となって観光振興に取り組み、地域経済につなげるしくみづくりを進める必要があります。
- ●本市は、これまで首都圏などでのプロモーション活動を展開しているものの、まだまだ全国的な知名度は低い現状にあります。より多くの方に知ってもらい訪れてもらうためには、観光資源の魅力を更に高めるともに、シティプロモーション戦略を活用しながら、より効果的な情報発信を行っていく必要があります
- ●近年、スマートフォンやタブレットなどの携帯端末が急速に普及し、それに伴う公衆無線LANの需要が拡大しています。本市では、関宿において無料Wi-Fiを活用した情報提供の実証実験を行うなど、対応を始めていますが、携帯端末に向けた観光情報や市内周遊ルート等の情報提供ができるよう、早急に通信環境の整備を進めるとともに、観光コンテンツやアプリの充実を図る必要があります。

市民と来訪者が、地域の魅力に共感しながら交流し、活動しています。

【主な施策の方向】

◎観光地経営の強化

- ·亀山版DMOの設立支援
- ・まちづくり観光を担う人材育成と団体支援
- ・効果的な観光情報の発信

◎観光資源の魅力の向上

- ・自然型レクリエーション施設及び体験型観光の整備・充実
- ・教育観光の拡充

◎観光産業の振興

- ・観光需要の獲得・消費拡大
- ・持続可能な観光のしくみづくり推進

◎快適に滞在できる受け入れ環境の向上

- ・主要観光施設の充実・整備
- ・安全・安心な観光環境づくり

(5) 広域的な交通拠点性の強化

- ●リニア中央新幹線の東京・名古屋間が事業着手される中、国が事業主体に対して財政支援を表明したことにより、東京・大阪間の全線開業が2045年から最大で8年間前倒しされる可能性が高まっています。今後は、官民連携組織である「リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議」による誘致活動をさらに強め、関係機関にリニア中央新幹線のルート及び停車駅の早期決定の働きかけを行っていく必要があります。また、「リニア基金」についても、目標額に向けて計画的に積み立て、市内停車駅誘致に伴う駅周辺整備に備える必要があります。あわせて、リニア中央新幹線の全線開業への機運の高まりに合わせ、市内停車駅を前提としたアクセスや都市機能とともに、リニアによる市内への波及効果といったソフト面を含め、リニアを活かしたまちづくりについて研究を行うことが求められます。
- ●新名神高速道路の四日市JCTから新四日市JCTが平成28年8月に開通したのに続き、新四日市JCTから亀山西JCT(仮称)の区間の完成が平成30年度に予定されており、県内区間の新名神高速道路が全通することになります。今後は、平成30年度の供用開始による広域高速ネットワークの完成に合わせた地域振興策を検討するとともに、これに有機的につながる市内道路ネットワークを構築していくことが求められます。

・市内外の人が、高速交通ネットワークを活用し、広域的な交流・連携を行っています。

【主な施策の方向】

◎リニア中央新幹線市内停車駅の誘致の推進

- ・積極的なリニア中央新幹線整備と市内停車駅誘致活動の展開
- ・市内停車駅を核としたまちづくりの研究

◎広域交通体系の構築

・新名神高速道路の三重県区間の早期整備の促進

(6) 公共交通網の充実

- ●本市は、地形的制約などからマイカー依存型の生活スタイルが定着し、地域公共交通への計画的な利用 誘導が図りづらい状況にあります。「亀山市地域公共交通計画」に基づき、市コミュニティバス6路線の再 編に段階的に取り組んでいますが、効果的・効率的な地域公共交通のネットワーク形成に遅れが生じてお り、公共交通機関に対する市民の満足度は依然として低く、利用者数も減少傾向にあります。今後は、従 来のように需要に追従するだけではなく、コンパクトシティの形成に向け、土地利用計画と一体的に捉えた 需要誘導型の視点を取り入れ、都市づくりなどと整合した地域公共交通ネットワークを形成できるよう、市全 体のあり方など将来を見据えた多面的な視野を持って、新たな計画策定に取り組む必要があります。
- ●人口減少社会や超高齢社会の進展に伴い、自立した交通手段を持たない市民の増加が予想されます。 これらのニーズに対応するため、スクールバス、福祉輸送、地域運行バス等の他の交通手段や、福祉施 策との連携・調整を図りつつ、総合的な視点から、効率的・効果的に身近な交通手段を確保していくことが 求められます。
- ●鉄道については輸送量が伸び悩んでおり、採算性等の観点から設備投資に至らない現状にあります。今後は、複線電化など長期的かつ投資的ハード整備と、利用促進などの短期的ソフト事業を棲み分けながら、利用促進策やまちづくりと一体的に、交通事業者と連携して進めていく必要があります。また、単なる通勤・通学等の輸送機関としてだけではなく、「鉄道遺産」や「東西を結ぶ鉄道交通の要衝」である地域資源としての側面を活かし、鉄道利用に対する市民や利用者の意識高揚を図っていく必要があります。

市民生活に必要な公共交通が、効率的・効果的に確保されています。

【主な施策の方向】

◎地域公共交通の連携体制の強化

- ・新たな地域公共交通計画の策定
- ・様々な交通手段と連携した総合的な公共交通網の構築
- ・まちづくり施策や観光資源の利用等と連携した公共交通ネットワークの構築

◎公共交通機関の利便性向上と利用促進

- ・公共交通間の接続強化
- ・鉄道の利便性向上に向けた取り組み

◎身近な交通手段の確保

- ・自主運行バスの路線再編
- ・移動困難者の交通手段の確保

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(1)子どもたちの豊かな学びと成長	
(2)安心して産み育てられる環境づくりの推進	54

(1)子どもたちの豊かな学びと成長

- ●国においては、第2期教育振興基本計画に基づき、「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」を目指した教育改革が進められています。一方、三重県においては、平成27年度に三重県教育ビジョンが策定され、「生き抜いていく力の育成」や「教育安心県の実現」などの基本方針が示されています。今後、人口減少や少子化など、教育を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、国や県の国や県の方針も踏まえながら、本市としての教育のあり方を見定めていく必要があります。
- ●本市では、子どもたちの学力の向上に向けて、平成26年度に「亀山市学力向上推進計画」を策定し、「学校力・教師力の向上」「児童生徒への学習支援」「家庭への働きかけ」の3つの重点的な取り組みを進めるとともに、運動部活動指導者などの外部講師を派遣するなど、体力の向上にも取り組んでいます。今後は、アクティブ・ラーニングの推進など、次期学習指導要領への動きを注視しながら、子どもたちが自ら学ぼうとする意欲を高め、これからの時代に必要となる「確かな学力」と「よりよい運動習慣・生活習慣」を確実に身につけられるよう、学校と家庭・地域が連携して取り組みを進める必要があります。また、いじめの認知件数や不登校は増加傾向にあり、それらの未然防止や迅速な対応を可能とする取り組みを進めて行く必要があります。さらには、家庭の経済状況によって子どもの学習環境が制約されることは、子どもたちの確かな自立を阻害する要因となることから、そうした状況に関わらず、必要な学びの機会の確保が求められています。
- ●本市では、現在、小学校3校をコミュニティー・スクールに指定し、保護者・地域の意見を学校運営に反映させながら、「地域とともにある学校づくり」を進めるとともに、地域の多様な人材を活用した特色ある学校づくりを展開しています。こうしたことから、本市の児童生徒の地域行事への参加率は全国・県平均に比べかなり高いという状況にあります。今後、地域によっては人口減少が進むことが見込まれる中、地域の活力を維持していく上で、学校が果たすべき役割の重要性が高まっています。
- ●本市では、独自の取り組みである、少人数教育推進教員の配置などによる少人数教育の推進や、個の学び支援事業等による介助員の配置、市内中学校におけるデリバリー給食の導入、ICT機器の授業への活用など、学校における子どもたちのよりよい学習環境づくりを積極的に進めています。また、サマースクール対応教室及び特別支援教室などをはじめとした、学校施設への空調機設置を拡大することで、施設面での学習環境の充実にも取り組んでいます。今後も、こうした子どもたちが学びやすい環境を整えると同時に、学校施設についても長寿命化を図るため、老朽化の進んでいる施設では大規模な整備・改修を計画的に進めることが必要です。
- ●本市では、子どもたちを育むための大人の行動指針である「『亀山っ子』市民宣言」に基づき、基本的生活習慣と自己肯定感の確立を基軸とした家庭教育に関する取り組みを進めています。社会環境が急速に変化する中で、家庭・地域の教育力を維持・向上させていくため、「『亀山っ子』市民宣言」のもと、学校教育と一体的な取り組みを進めていく必要があります。

子どもたちが、将来の自立につながる生きる力を身に付けています。

【主な施策の方向】

◎地域とともにある学校づくり

- ・コミュニティー・スクールの充実と地域特性を生かした学校づくりの推進
- ・地域と連携した学校づくりの推進
- ・安全・安心な学校づくり

◎学びの環境の充実

- ・就学前から小学校教育への連携の強化
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備と施設の長寿命化
- ・快適な学習環境の充実
- ・亀山っ子給食の推進とアレルギー対策の充実

◎子どもたちの育ちのための学びの展開

- ・就学前から中学校までのつながりを持った教育の推進
- ・「わかる授業づくり」の推進と教師力の向上
- ・学校図書館を活用した授業づくり
- ・運動意欲と能力の向上に向けた指導力の強化
- ・少人数教育推進教員の配置や少人数による指導方法や指導体制の工夫
- ・多様な価値観を認めあえる豊かな心の育み
- ・情報リテラシー教育の推進
- ·ALTを活用した英語教育の充実
- ·食育の推進

◎家庭・地域の教育力の向上

- ・学校・家庭・地域の連携の強化
- ・家庭教育による子どもの社会性の向上

◎すべての子どもの学びを支える教育の推進

- ・個の学びの支援体制の確保
- ・様々な事情に配慮した学びの機会の確保
- ・不登校やいじめ問題等の未然防止や早期対応への体制整備

◎青少年の健全育成と青少年活動の促進

- ・「亀山っ子」市民宣言の浸透
- ・地域と福祉と教育が連携した青少年の見守り体制の強化
- ・各種団体と連携した青少年の交流と人材育成

(2) 安心して産み育てられる環境づくりの推進

- ●本市では、他市に先駆けた中学生までの医療費無料化や、妊婦健康診査や幼児健康診査などの妊娠期から継続した育児支援に取り組むとともに、子ども総合センターを設置し、子育てに関する取り組みを一元的に進めることで、子育てにやさしいまちとして、内外に認められてきました。こうした本市の特徴的な取り組みの充実を図ることで、子育て世帯を市全体で支えていくことが重要です。
- ●少子化が進む一方で、女性の就業率の上昇など、就労環境の変化に伴い、本市においても保育需要は増加の傾向にあります。特に、低年齢児の保育需要は10年間で1.5倍と急激に伸びており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。こうした中、平成24年度の待機児童館の開設や、平成25年度に開設された民間保育所を誘致するなど、積極的に保育需要の拡大にも対応するとともに、関認定こども園アスレを開設するなど、就学前の教育・保育環境の充実にも取り組んでいます。しかし、待機児童数は横ばいで推移し、いまだ解消には至っておらず、引き続き、幼稚園と保育所を合わせた就学前教育・保育の提供体制の最適化を進めるとともに、小規模保育事業などの多様な受け入れ機能が求められています。
- ●本市の子育て支援センターは、子育でに関する不安や悩みを相談する場として、また、子育で中の保護者 同士のコミュニケーションの場として、多くの保護者に利用されています。近年は、低年齢児から保育施設 を利用する人が増えてきたことなどから、子育で支援センターの利用者数は減少傾向にありますが、「かめ やまげんきっこ育成事業」をきっかけに新たな利用者が増加しつつあります。未就園児を持つ保護者にとっ て、こうした機会を通じた相談や交流は、子育での孤立を防ぐために重要なものであることから、引き続き、 子育で支援センターの利用促進や保護者への働きかけを行うことで、子育で世帯同士の交流を促進する 必要があります。
- ●全国的にも身体的・心理的な虐待や育児放棄など、児童虐待が増加する中、発生の予防や早期の発見・ 対応などが求められています。本市においては、地域や関係機関と連携したきめ細かな対応に努めてきた ことから、児童虐待への認識も高まり、認知件数も多く、早期発見につながっています。引き続き、児童虐 待を見過ごすことの無いよう早期対応に努め、子どもたちが健やかに成長できる社会づくりが重要です。
- ●共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブの需要が高まる中、本市では、平成26年度からの3年間で6つの放課後児童クラブの設置を支援するなど、待機児童の発生を未然に防いできました。また、放課後の居場所づくりとして、すべての小学校区において放課後子ども教室を展開するとともに、地域と子どもの交流にも取り組んでいます。今後も放課後児童クラブの需要は増加していくことが見込まれることから、放課後児童クラブや放課後子ども教室を展開しつつ、これまで以上に地域と連携した新たな放課後の子どもたちの居場所づくりが必要です。
- ●本市では、独自に策定した「亀山市保幼共通カリキュラム」や「亀山市保幼小接続カリキュラム」の実践による就学前教育や、家庭教育出前講座や子どもの基礎的な生活習慣づくりなど家庭教育を積極的に進めており、こうした取り組みを一体的に進めることで、子どもたちの健やかな成長を促していく必要があります。
- ●価値観の多様化などから結婚に関する意識に変化が見られ、男女ともに晩婚化・未婚化が進んでいます。 このことは、婚外子が一般的ではない我が国において、少子化の大きな要因になっています。更には、晩 婚化や子育てに関する負担感の増大など様々な要因から、希望する子ども数をかなえられないケースも 増えてきています。これからも、若い世代が、出会いから結婚・出産まで、自らの希望をかなえられるよう、 仕事と子育ての両立を図れる環境づくりが重要となっています。

子育て世帯が、周りに支えられながら、安心して子どもを育てています。

【主な施策の方向】

◎健やかに産み育てられる支援体制づくり

- ・健やかな妊娠出産を支える支援体制と環境づくり
- ・子育でに係る経済的負担の軽減

◎最適な就学前教育・保育の提供

- ・認定こども園の設置推進と施設の再配置
- ・保護者ニーズに対応した保育所・幼稚園の再配置
- ・質の高い就学前教育の推進

◎子育てが孤立しない環境づくり

- ・切れ目のない子育て支援と情報提供の充実
- ・子育て世帯のネットワークづくり支援
- ・地域で支える子育て支援体制の充実
- ・子どもや家庭の状況に応じた支援体制づくり
- ・児童虐待の未然防止を支えるネットワークづくり

◎仕事と子育てが両立できる環境づくり

- ・多様な就労環境を支える保育サービスの充実
- ・誰もが子育てに参加しやすい社会環境づくり
- ・地域と連携した放課後の居場所づくり
- ・男性の育児参加の促進

◎出会い・結婚への支援

- ・出会いの機会づくり支援
- ・結婚への意識啓発

5. 市民力・地域力の活性化

(1)自立した地域まちづくり活動の促進	58
(2)市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進	60
(3)共生社会の推進	62

--

(1) 自立した地域まちづくり活動の促進

- ●人口減少や高齢化、核家族化など、地域を取り巻く状況が変化する中で、多様化する地域課題解決に向け、従来の地域自治を見直す必要性が高まっています。全国的にも、新たな地域自治の形として、自治会のみならず、老人会、婦人会、PTA、市民活動団体、企業など様々な主体が構成員となる「地域まちづくり協議会」の組織化が進められてきました。こうした中、本市においては、平成28年4月地域まちづくり協議会の位置付け等を明らかにする「亀山市地域まちづくり協議会条例」を施行し、同年5月には、市内全域に地域まちづくり協議会が設立され、構成員間での情報共有や合意形成のしくみができあがることで、地域課題の解決に向けて、自分たちで考え、責任を持って行動する取り組みが始まっています。今後は、地域まちづくり協議会を中心とした新たな地域自治のしくみが十分に機能していくよう、地域まちづくり活動に対する総合的な支援が求められます。
- ●地域まちづくり協議会を中心とした地域の主体的な活動の環境の整備と並行して、その活動拠点となる地区コミュニティセンター等については、関南部地区コミュニティセンターが新たに完成するなど、活動の活性化につながる施設整備を実施してきました。一方、活動拠点施設の中には老朽化が進んでいるものもあり、また、地域まちづくり活動が活発になることに伴う施設の充実の必要性なども考えられることから、今後も適切な維持管理や計画的な整備等の対応が求められます。
- ●地域では高齢化が進む一方で、近隣関係が希薄化し、特に、就業人口の地域活動への無関心など、次世代の地域活動の担い手となる人材が不足しています。その一方で、本市の中学生・高校生は地域活動に参加する割合が高いという調査結果もあります。今後、地域レベルでも人口減少が進む中で、世代を越えてまちづくりに参加することが求められることから、地域自治に対する意識を高め、若者や子育て世代を含めたすべての世代のまちづくりへの参加を促すことが必要です。

市民が、地域まちづくり協議会の活動を通して、地域の課題解決に向かい、自立した地域づくりに取り組んでいます。

【主な施策の方向】

◎地域まちづくり協議会活動の促進

- ・地域まちづくり協議会の活動拠点の整備・充実
- ・地域まちづくり協議会との協働による地域課題の解決に向けた庁内体制の整備
- ·ICTを利活用した地域まちづくり協議会の情報発信の強化と相互の情報交換の促進
- ・出前講座や公民館講座などを活用した、まちづくりに参画する意識の啓発

◎地域まちづくり協議会への支援

- ・地域まちづくり計画の策定および計画推進に関する活動の支援
- ・地域の担い手の発掘および育成の支援
- ・地域特性に応じた地域課題解決を図る地域予算制度の整備・運用

(2) 市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進

- ●「亀山市まちづくり基本条例」は、本市におけるまちづくりの基本となるものであり、持続可能性、環境保全・創造、歴史尊重と文化振興など亀山市らしいまちづくりに向けた基本原則を定めた条例です。これまで推進委員会の評価を受けながら、条例に基づくまちづくりの具体化を図ってきましたが、まだまだ条例自体の認知度が低いことが課題です。今後も引き続き、様々な機会を通じてまちづくり基本条例の考え方の理解と浸透を広める必要があります。
- ●まちづくりへの市民参画・協働を進める上では、市民どうしあるいは市民と行政とが情報を共有し、課題に対する認識を共有することが不可欠です。一方、スマートフォンなど携帯端末やSNSの普及などが進み、情報が行政や組織からの一方的な発信だけではなく、市民発の情報発信や市民間での情報交流が活発になっています。市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、多様な媒体を駆使しながら、まちづくりに関する情報の発信や広聴・コミュニケーションを行うことが求められます。また、だれもが情報にアクセスしやすい環境を整えることも必要です。
- ●本市では、様々な分野における市民活動が展開されており、協働事業提案制度や市民活動応援制度を設け、市民と行政の協働や市民活動の支援を図ってきました。しかし、市民活動団体のネットワークである亀山市民ネットの登録団体数は、一定数まで増加後、停滞をしており、活動主体の固定化が見られています。また、協働事業提案制度の提案件数は、減少傾向にあります。今後は、市民ニーズに応じた、より実効性のある制度への見直しや若者の積極的な市政や市民活動に参加できる環境が必要です。
- ●本市では、歴史文化資源やスポーツ活動などを通じた、各分野における市民ぐるみの都市間交流が進められています。こうした都市間交流については、高齢者世代の参加が多く、若い世代の参加が少ないことから、今後は、若い世代を含めた市民や市民活動団体、事業者との協働による都市間交流を進めることで、圏域の活力を高めていくことが求められます。
- ●地方創生の流れの中、全国的に地方居住への気運が高まり、地方への新しい人の流れが生まれつつあります。あわせて、地方ではそれぞれの地域の魅力を発信し、地方に目を向けてもらうようシティプロモーションの取り組みが進んでいます。本市も、県や周辺市町と連携しつつ、首都圏などでのプロモーション活動を展開しています。しかし、全国的に見れば亀山市の知名度は低いことから、本市の多彩な魅力についての積極的なプロモーション活動を展開しつつ、地域資源に磨きをかけることによって、様々な人が訪れる魅力的なまちを目指すことが求められます。さらに、こうした交流促進の取り組みにより、地域活力の向上や移住・定住へつなげることが重要です。

多様な主体が、参画・協働してまちづくりに取り組み、交流により活発な活動を行っています。

【主な施策の方向】

◎市民参画·協働の活性化

- ・計画段階から実施までの積極的な市民参加・参画の促進
- ・若者世代の地域参画の推進
- ・市民の意見がさまざまな施策に反映できるよう広聴機能の充実
- ・市民との情報共有に向けた行政情報発信の充実
- ·ICTを活用したコミュニケーション機能の充実
- ・市民参画・協働に対する意識啓発・情報発信の推進

◎市民活動への支援の充実

- ・活動実態に合わせた支援や相談体制の充実
- ・地域課題の解決に向けた、市民と市民活動団体の連携協働の促進
- ・市民協働センターみらいの拠点機能の強化

◎市民交流・地域間交流の促進

- ・相互理解や連帯感の醸成のための市民や市民活動団体の交流促進
- ・文化やスポーツなどを様々な分野での都市間交流の促進
- ・市民や団体などと協働した都市間交流の充実による圏域の活性化

◎移住交流の促進

- ・関係機関と連携した情報発信や移住相談体制の充実
- ・地域資源を活用した移住体験機会の提供
- ・空き家の活用を促す空き家情報バンク制度の活用支援

◎シティプロモーションの推進

- ・市の魅力をターゲットに対して強力に推し出す、シティプロモーション戦略の推進
- ・市民の愛着向上と来訪者の認知度向上を目指した、シティプロモーション活動の展開

(3) 共生社会の推進

- ●現代社会は多様性に満ちています。性別、年齢、国籍の違いや障がいの有無などにかかわらず、社会を構成する様々な人が、それぞれの人間性を尊重されながらともに生きる社会を築いていくことが、現代に生きる私たちの使命であると言えます。中でも基本的人権の尊重は最も重要であることから、本市においても、平成25年度に「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」を制定、平成27年度に同条例に基づく人権施策基本方針を策定し、人権施策に総合的に取り組んでいます。また人間性を育む学校においても、子どもの発達段階に合わせて人権感覚を身に付け、実践行動力を高められるよう、道徳をはじめ教育活動全体を通じて人権教育に取り組んでいます。基本的人権は普遍的なものである一方、インターネット利用に起因する人権侵害やしGBTをはじめとする性的マイノリティの人たちへの偏見など、人権問題は社会の変化とともに移り変わっていくことから、こうした問題に対応しつつ人権啓発、人権教育に取り組んでいくことが必要です。また、人権意識や人権感覚の高まりを背景に、新たな問題意識に気づきが生まれ、それに対応する具体的な解決策を見出していくことが求められています。
- ●人口減少が進む社会の中で、性別にかかわらずだれもが輝き、活躍できる社会としていくことが求められています。本市でも、男女共同参画基本計画に基づき、講演会や各種教室などの学習機会の提供や、学校教育・社会教育における意識啓発を行うとともに、審議会等における女性登用を進めてきました。また、本市の特徴的な取り組みとして「家族の時間づくり」として、市内すべての幼稚園小中学校に対し休業日を設け、労働者には休暇取得を促進し、休みのマッチングをするとともに、ワーク・ライフ・バランスの普及を図ってきました。一方で、男女共同参画に逆行するセクシャルハラスメント、マタニティ・パタニティハラスメントやDVの問題も顕在化してきています。性別にかかわらずだれもが安心して暮らし、輝ける社会づくりに向けて、引き続き、男女共同参画の意識を高めるとともに、働き方をはじめとする社会のしくみの変革を促していくことが必要です。
- ●本市は外国人が多く定住する「外国人集住都市」として、これまでも市民活動団体の運営による在住・在勤の外国人向けの日本語教室の開催などを通じて、日本の生活習慣や文化を学ぶ機会を提供し、外国人住民と交流しながらお互いの理解を深めてきました。また、学校においても、日本語での学習に困難がある児童生徒への学習支援として、通訳や相談員を配置するなどしています。景気の変動により、外国人労働者も減少が見られ、外国人住民もピーク時の60%程度に減少していますが、一方で国籍の多様化が見られます。社会のグローバル化が進む中で、多文化共生を目指し、外国人への理解を深めるとともに、外国人住民が日常生活に困らないよう情報提供を進めていくことが必要です。

市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、多様性を認め合いながら、共に暮らしています。

【主な施策の方向】

◎人権を尊重し合える環境づくり

- ・あらゆる場や機会を捉えた人権啓発の推進
- ・関係機関と連携した相談支援体制の充実
- ・幼児期から生涯にわたっての人権教育の推進
- ・教育活動全体を通じた人権教育の推進
- ・市民の参加・協働による人権施策の推進
- ・学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な人権活動の推進
- ・地域全体で人権意識を培い、一人ひとりを大切にした教育の充実に資する研究

◎男女共同参画の推進

- ・男女共同参画意識の高揚に向けた啓発活動の展開
- ・政策・方針決定過程の場への女性の参画の推進
- ・男女共同参画社会の実現に向けた学びの展開
- ·DV等の根絶と相談体制の充実
- ・暴力被害者の自立に向けた支援
- ・男女の生涯にわたる健康づくり支援

◎ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・労働時間の見直しや介護・育児休業取得の促進など、働き方改革と意識啓発の推進
- ・育児と仕事を両立できる環境づくりに積極的な事業所への支援

◎多文化共生の推進

- ・市民活動団体と連携し、多文化共生の相互理解
- ・生活情報の提供や通訳の配置などによる支援体制の充実
- ・多文化共生教育の取り組みの展開
- ・外国人児童生徒への必要な支援の実施
- ・国際交流活動に対する支援と活性化

- n4	-
------	---

6. 行政経営

(1)職員の能力を生かせる組織力の強化	66
(2)財産・情報の適正な管理・活用	68
(3)持続性を保つ健全な財政運営	70

(1) 職員の能力を生かせる組織力の強化

- ●本格的な人口減少の時代を迎え、地方自治のしくみも時代に合わせて見直していくことが必要です。全国的に地方創生の取り組みが進められる中で、地域の特性や資源を生かし、他の地域との差別化をしていくことが求められており、従来以上に行政職員にも発想力や企画力が必要とされるとともに、住民や企業などとの協働を活発化していくことが必要不可欠となっています。一方で、広域的な課題に対して、県域を越えるなどの新たな枠組みで取り組みを進めることも必要となっています。
- ●本市では、平成25年4月に、組織マネジメントの機能強化と事務の効率化を図るため、局長級を導入した 二層管理体制を軸とした組織・機構改革を行いました。また、平成26年4月には、建築行政に関する県からの権限移譲による特定限定行政庁への移行に伴い、建築部門の組織体制の見直しを行いました。今後 も、複雑化・多様化する行政需要に対応できる組織体制の見直すことが必要です。また、組織的なマネジ メント機能の強化や職員のモチベーションの向上を図るため、平成28年度から人事評価制度を導入しています。この他にも、施策評価を含めた行政評価システムなど、様々なマネジメントシステムを連携した運用 を図ることで、更なるマネジメント機能の強化が求められます。
- ●平成28年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第6次地方分権一括法)が施行される中、国は、地方自治体への事務権限の移譲等に関し、地方自治体からの提案を促しています。引き続き、国からの関連情報の把握に努め、市の自主性を向上させる的確な対応が求められます。
- ●本市では、職員のコンプライアンスに関する意識向上を図るため、職員コンプライアンスハンドブックの作成や、継続的なコンプライアンス研修に取り組んでいます。また、改正行政不服審査法への対応や、情報公開条例、個人情報保護条例に基づき、適切な制度運用にも努めています。今後も、こうした取り組みを通じ、職員のコンプライアンス等に対する意識向上を図ることが求められます。
- ●本市では、市民サービスの向上に向け、窓口アンケートを踏まえた真摯な対応や、様々な業務に必要なスキルアップ研修を行うことで、窓口対応等における質の向上や、まちづくりの専門家としての職員の能力向上に努めています。また、行政の実務上の継続性を確保するため、個々の職員が積み重ねてきた知識や経験を、次代の職員に適切に継承することのできるしくみが求められます。

職員が、個々の能力を生かせる組織体制の下、市民からの信頼を得られています。

【主な施策の方向】

◎時代を拓く職員の能力の向上

- ・市民目線での職務遂行
- ・コンプライアンス意識の高揚と実践
- ・時代にふさわしい職員の能力形成

◎職員のやる気を高める組織マネジメントの強化

- ·C.S.O推進体制の強化
- ・多様な行政課題に対応できる柔軟な組織体制の構築
- ・組織的なマネジメントの強化
- ・ワークライフバランスを推進できる職場環境づくり
- ・実態に応じた適正な定数管理の推進

◎地方分権の推進と広域連携の強化

- ・自主性・自立性を高める権限委譲への対応
- ・広域的な政策連携の推進

(2)財産・情報の適正な管理・活用

- ●地方公共団体においては、厳しい財政状況が続くとともに、人口減少や少子高齢化等から公共施設等の利用ニーズの変化が見込まれる中、長期的な視点による、計画的な公共施設の更新・統廃合・長寿命化などの取り組みが求められています。このことから、本市においては、平成26年度に「亀山市公共施設白書」を作成し、公共施設の現状や今後の維持管理や更新に要する経費などを把握し、これに基づき、道路・橋梁などのインフラを含めた市の施設全般を対象とした「亀山市公共施設総合管理計画(予定)」を策定しました。今後は、将来の多大な施設更新コストを踏まえつつ、施設の総合的・計画的な管理を行う必要があります。
- ●ICT(情報通信技術)が目覚ましく進展する中、行政、民間等のあらゆる主体が様々な個人情報が使用されていることに伴い、プライバシーの侵害等の懸念から個人情報の保護に対する意識が高まっています。こうした中、平成28年1月から、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の運用が開始されたことから、市においても、亀山市個人情報保護条例を一部改正するなど、必要な措置を講じつつ、適切な制度運用に努めています。引き続き、適切な個人情報の管理運用を徹底するとともに、マイナンバーの活用による市民の利便性の向上や、多様な行政情報の公開・活用が求められています。
- ●建設から60年を経過しようとしている市庁舎については、平成19年度に耐震補強工事を終え、施設の耐震性を確保しているものの、平成28年4月の熊本地震において断続的に震度6を超える地震が発生したことは、これまでの想定を超えるものであり、今後の防災拠点としての機能の面で不安材料となっています。また、年々増加する行政事務の多様化などから、事務所、会議室、公文書管理などにおいても、必要なスペースが十分確保できないことや、西庁舎へのアクセスなどバリアフリー面を含めた施設の利便性や、設備の老朽化などから維持管理コストの増加も課題となっています。今後は、災害時等における防災拠点としての機能の確保、効率的な事務処理や、市民や来訪者の利用環境を含め、中長期的な視点による市庁舎のあり方を検討することが必要です。

市の財産と情報が、適切に管理されています。

【主な施策の方向】

◎行政情報の適切な管理・活用

- ・マイナンバーの利活用による市民の利便性の向上
- ・オープンデータの推進
- ・内部情報コミュニケーションの強化
- ・徹底した個人情報の管理
- ・情報セキュリティの確保
- ・公文書の適正な管理と電子化の推進

◎行政財産の効率的・効果的な活用

- ・公共施設総合管理適正化計画に基づく施設の統廃合等の検討と施設管理の適正化
- ・中長期的な視点による市庁舎のあり方の検討
- ・未利用公有財産の処分・活用による財源の確保
- ・高いコスト意識による効率的な施設管理と民間活力の導入・検討
- ・公共施設の利便性を高める利用環境の改善

(3)持続性を保つ健全な財政運営

- ●本市では、合併後10年を経過し、普通交付税の合併算定替の特例措置の段階的な縮減や、税制改正による法人市民税の減収など、歳入の減少傾向が続いています。一方、社会保障費や公共施設の更新費用の増加など歳出の増加が見込まれ、今後の財政運営には一層の厳しい状況が見込まれます。こうした状況の中、財政の健全性を保った持続的な財政運営を行うため、行財政改革の推進による歳入歳出の構造的課題の解消を図ることが求められています。また、市の財政状況を多面的に分析できるよう、公会計制度改革を進めるとともに、市の財政状況について、市民と情報共有していくことも重要です。
- ●本市においては、市税をはじめとした収入の減少が続く中、新たな財源確保を図るため、市ホームページや、市庁舎玄関ロビーを活用した広告収入の確保に取り組んでいます。引き続き、市の所有する建物、土地等の財産を有効に活用し、多様な手法による財源確保の取り組みを進めることが求められています。一方、市の歳入の根幹である市税については、公平公正な課税に努めつつ、コンビニ収納の導入など、多様な納付環境の整備を図るとともに、三重県地方税管理回収機構への移管による滞納市税の収納体制の強化を図っています。引き続き、適切な賦課徴収の徹底に努めていく必要があります。
- ●今後、厳しい状況が続く中にあっては、真に市民サービスの向上につなげられるような、より効果的な行政評価システムのステップアップにより、限られた財源を最大限有効に活用することが求められます。また、自立した企業会計の経営に向け、平成27年度から公共下水道事業を企業会計へ移行させるとともに、平成28年度からは病院事業に事業管理者を設置することで経営体制の強化を図ってきました。引き続き、一般会計へ過度に依存することなく自立した経営が求められています。

市の財政状況が、健全な運営により持続性を保ち続けています。

【主な施策の方向】

◎安定した財源確保

- ・適正な評価に基づく公平・公正な賦課
- ・多様な納税環境の充実と徴収体制の強化
- ・公有財産の有効活用による財源の確保
- ・使用料・手数料などの受益者負担の適正化

◎財源の有効活用

- ・予算編成のしくみの見直し
- ·PDCAサイクルによる効率的·効果的な事業推進

◎企業会計・外郭団体の自立した経営の推進

・公営企業会計・外郭団体の自立した経営の推進

◎財政状況の市民との共有

・多面的な財政分析と分かりやすい情報提供